

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【山梨県】(平成26年8月)」に基づく中間報告書(その2)についての知事意見に対する事業者の対応方針について

No	知事意見	事業者の対応方針
1	<p>1 はじめに 今回の中間報告書手続において、関係市町長から、今後の工事に関することを含め、騒音、振動、水資源、景観、発生土の管理、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。 事業者においては、関係市町からの意見に対し、正確で十分な情報提供を行うとともに、引き続き、地域への環境影響の低減に努めること。</p>	<p>中間報告書等を公表する際には、関係市町へ内容を説明し、十分な情報提供に努めます。 引き続き、工事ごとに工事計画や環境保全措置の計画を取りまとめた「環境保全の計画」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
2	<p>2 大気質、騒音、振動 早川町の県道37号の交通量は、他事業の影響により、環境影響評価実施時と比較して増加しているため、大気質、騒音、振動への影響をできる限り低減するよう、当該道路を通行する他事業者とも連携して工事車両運行台数の総量低減を図るとともに、一日における運行の平準化に努めること。</p>	<p>県道37号の工事車両運行にあたっては、GPSを活用した運行管理を実施しているほか、複数の発生土置き場等への発生土運搬を考慮した運行台数として「環境保全の計画」に示す465台/日を上限として管理しております。 また、「環境保全の計画」に記載の環境保全措置を確実に実施することで、環境影響の低減に努めております。 そのほか、山梨県、早川町及び関係事業者で構成される「早川町内における土砂運搬対策推進協議会」に参加し、関係事業者と連携しながら工事車両の運行計画を調整し、早川町内にお住いの方々の日常生活や一般交通への影響軽減に努めています。</p>
3	<p>3 水資源 地下水の水位、湧水の水量及び地表水の流量に係る事後調査及びモニタリング結果について、工事の影響は認められない旨記載されているが、そのように判断した合理的な根拠が示されていないことから、各調査地点についてその根拠を示すこと。 なお、合理的な根拠とするため、水位や流量の変動について、降雨等の短期的な影響を除いて把握する必要があることから、事後調査及びモニタリングの実施回数を増やすこと。 早川非常口からのトンネル湧水量は、掘削開始以降増加傾向にあり、小河川への減水などの影響も懸念されるため、当該トンネル近傍の調査可能な小河川を調査地点に追加すること。 調査結果及び分析結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施すること。</p>	<p>水資源の事後調査及びモニタリングは、トンネル工事による影響を把握することを目的としています。トンネル湧水量を日々監視する中で、大きな変動が見られた場合は、速やかにトンネル上部の状況を確認し、必要により河川の流量調査を追加する計画です。 トンネル工事による影響は、これらの調査結果のほか、降水量等も踏まえ総合的に判断しています。今後の年次報告及び中間報告書においては、降水量の結果を掲載します。 水資源の事後調査及びモニタリング地点は、中間報告書(その2)に記載の通り、計58地点を設定しています。調査地点はトンネルと直交する河川及び沢の下流地点のほか、環境影響評価書における地下水の予測検討範囲内の河川及び沢に設定しており、トンネル近傍の調査可能な小河川を調査しております。 なお、ご指摘の早川非常口からのトンネル湧水量についてですが、平成29年7月に斜坑掘削が完了し先進坑の掘削を開始しました。その後、平成30年3月より、本坑の掘削を開始しております。トンネル掘削延長の増加に応じてトンネル湧水量も増加していますが、掘削延長あたりの湧水量に大きな変動はありません。またその間の河川流量にも大きな変動は見られていないことを確認しています。 今後も引き続き、事後調査及びモニタリングを実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施します。</p>
4	<p>4 植物 重要な種の移植後の定着数が記載されていないことから、今後は、定着数を記載した上で移植の成否を考察し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。</p>	<p>植物の移植後の定着数が分かるように、移植した個体数及び移植後の生育個体数を今後の年次報告及び中間報告書に記載します。 また、事後調査の結果、必要に応じて追加の環境保全措置を実施します。</p>

No	知事意見	事業者の対応方針
5	<p>5 動物</p> <p>高下地区のミゾゴイについて、工事による影響の有無を把握するため、鳴き声調査等必要な調査を検討して実施すること。また、その調査結果も踏まえ、工事による影響の有無を考察し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。</p>	<p>富士川町高下地区での第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事では、ミゾゴイの営巣時期を避けた期間に伐採作業を実施した後、トンネル掘削等に着手しております。</p> <p>工事期間中のモニタリングは「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事における環境保全について(トンネル掘削等)」に記載の通り、実施する計画です。</p> <p>具体的なモニタリング計画としては、鳴き声調査(ソングポスト調査)及び営巣地確認調査を実施し、工事影響が懸念される場合には、専門家等にも相談のうえ、施工内容を調整する等の環境保全措置を検討します。</p>
6	<p>6 景観、日照阻害等</p> <p>評価書作成以降に変更又は明らかになった次の構造物について、景観や日照阻害等に及ぼす影響を整理し、必要な環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、その過程を次回の中間報告書に掲載すること。</p> <p>1) 変更となった防音防災フード又は防音壁 2) 高下地区の保守基地・変電所</p>	<p>1) 環境影響評価書では、周辺の土地利用状況等を踏まえて防音壁や防音防災フード等の環境対策工の配置計画を決定することとしており、一部区間では、防音壁から防音防災フードへ配置計画を変更していますが、環境保全措置を実施することで、評価結果に変更は生じないと考えております。</p> <p>景観の項目では、環境影響評価書で検討した環境保全措置「構造物の形状の配慮」を実施します。社外の有識者による検討会にて検討した形状を防音防災フードに採用し、水平線を強調することで、景観資源や地域景観との調和が図られると考えております。環境対策工の配置計画が変更された場合においても、影響は低減されるものと考えております。</p> <p>日照阻害の項目では、環境保全措置「構造物の形式・配置等の工夫」を実施することで、高架橋の桁下空間を確保し、日照阻害の低減に努めるとともに、日影時間が規定時間を超える場合は、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき、適切な対応を行います。</p> <p>今後、環境対策工の施工に着手する前には工事説明会を開催し、構造物により生じる日影時間を整理して地域住民の皆様及び地元自治体へ説明いたします。</p> <p>2) 環境影響評価書における景観の項目では、主要な眺望点として、ダイヤモンド富士撮影スポットを選定し、富士山への眺望に対して予測を実施しておりますが、高下保守基地・変電所の造成部及び建屋等の構造物はほとんど視認されることはなく、景観資源に対する眺望に変化は生じないことから、影響は小さいと評価しております。</p> <p>また、日照阻害の項目では、高下保守基地・変電所の建屋配置計画から、敷地境界を超えて発生する日照阻害について予測しております。高下保守基地・変電所では、敷地境界を超えて発生する日影は無いと予測し、影響はないと評価しております。</p>
7	<p>7 発生土</p> <p>発生土置き場の今後の計画が明らかでないことから、次回の中間報告書では、取りまとめ時点における今後の仮置き見込量、場所及び期間を整理して記載するとともに、早期処分に努めること。</p> <p>また、現在ホームページで行っている発生土置き場に係る情報発信について、電子地図上に置き場の位置を示し、そこから各種情報に直接アクセスできるページを作成するなど、分かりやすい情報発信とすること。</p>	<p>発生土の仮置き量や期間の見込みについては、トンネル工事の進捗だけで定まるものではなく、発生土の受け入れ先の活用状況によっても変化してくるため、お示しすることは困難です。発生土の受け入れ先が決まりましたら、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。</p> <p>なお、新たな発生土置き場等を設置する場合は、これまで通り環境保全の計画等を取りまとめ、着工前までに公表いたします。</p> <p>発生土置き場等の情報については、中間報告書(その1)の知事意見に対する事業者見解で回答の通り、山梨県内の発生土置き場等の位置及び現地状況をHPに掲載しています。また、令和4年度より、発生土置き場等の位置情報から「環境保全の計画」を参照できるようにホームページの構成を修正し、より分かりやすい情報発信に努めています。</p>

No	知事意見	事業者の対応方針
8	<p>8 発生土 発生土置き場における土砂の流出防止について、豪雨・地震等の災害時を想定した十分な対策を行うこと。 また、新たな発生土置き場を計画する際には、ハザードマップや周辺の状況等を確認の上、災害時に土砂の流出により環境への影響が懸念される場所は原則として避けること。 なお、どうしても避け難い場合は、十分な対策を行うこと。</p>	<p>発生土置き場等の計画にあたっては、地元自治体とも調整し場所を選定しているほか、周辺を含めた地形・地質調査等を事前実施し、基準等に則り、台風等の大雨や地震時においても安全が確保される構造としています。 なお、一部の発生土置き場等は、災害時の避難体制整備を目的として指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等に該当しておりますが、下流側には、民家が存在しないことを確認しており、災害発生時に、住民の皆様へ危害を及ぼすことがないように設置場所を検討しております。</p>